こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係 御中

「幼児教育 WG・保育専門委員会取りまとめ(案)」に関する意見

令和 8 年 11 月 4 日
(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文
※団体としての意見
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244　Email : head_office@ecosys.or.jp

「幼児教育 WG・保育専門委員会取りまとめ（案)」について、下記のとおり、意見を提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願いいたします。

記

1-1.該当箇所

p.8 の「3.内容の改善の在り方」の【②遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成】について

1-2.意見

上から二番目に「● 幼稚園・保育所・認定こども園においては、幼児の自発的かつ多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成に向けて、園庭を積極的に活用し起伏のある草地や樹林などのビオトープを設置したり、園がある地域において自治体（都市部局等）や企業等と連携して自然体験の場や機会を設けたりするなど、自然を積極的に活用することが期待される。」を追記する必要があります。

1-3.理由

幼児教育は、環境を通して行うものであることを基本として明記されています。自然は、この環境の重要な要素の一つです。自然が有する多様性は、乳幼児の多様な興味関心に応え、乳幼児の自発的な活動の素材を提供するものです。p.3 に記載される、「家庭や地域で戸外で遊ぶ機会が減少している」という課題を踏まえて、幼稚園・保育所・認定こども園においては、まず園児が戸外で遊ぶよう場や機会を積極的に提供することが必要と考えます。※1

なお、ビオトープ（Biotope）とは、「生物の生息空間」という意であり、池などの水辺空間にとどまらず、草地や樹林なども含みます。※2

(参考)

※1　中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申)」(2002 年（平成 14 年）9 月）(抜粋)

自然体験活動は，自然の厳しさや恩恵を知り，動植物に対する愛情を育(はぐく)むなど，

自然や生命への畏(い)敬(けい)の念を育てたり，自然と調和して生きていくことの大切さを理解する貴重な機会となる。また，様々な活動に積極的に取り組む意欲や困難を乗り越える力を育むと同時に，自然の中で体を思い切り動かすことから，体力の向上に有効である。

※2 巌佐庸・松本忠夫・菊沢喜八郎・日本生態学会編集「生態学事典」p.477
「ビオトープ biotope　特定の生物群集が存在できる条件を備えた地理的な最小単位を意味する。生息地（habitat）と類似した概念であるが、生息地が種あるいは個体群を主体として、その生息・生育に必要な環境条件を備えた空間を指すのに対し、ビオトープは生物群集を主体とする概念である。」

2-1.該当箇所

p.12 の「9.各幼稚園・保育所・認定こども園の幼児教育を支える地域の体制の在り方」について

2-2.意見

地域において、各施設を支える体制に整備において、以下を追記する必要があります。

- 各幼稚園・保育所・認定こども園の敷地内外において、乳幼児が自然体験できる場や機会を積極的に提供できるよう、地域の自然環境を熟知し、ビオトープの保全・創出に関する技能を有する専門家や環境 NPO 等を派遣できる仕組みを構築すべき。また、自治体の自然との共生を推進する環境部局や都市部局と積極的に連携を図ることも必要。

2-3.理由

各幼稚園・保育所・認定こども園における 3 要領・指針では、乳幼児の自然との触れ合いの重要性が各所に記述されています。自然との触れ合いを推し進めるためには、園敷地内外に乳幼児が体験できる場を設けることが必須であり、具体化に当たっては、自然環境（ビオトープ）の学識者等の指導・支援、自治体の関係部署との連携協働が求められます。